

告示

埼玉県告示第二百九十号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	証明
ときがわ町	令和元年度地籍調査第一冊（大字雲河原の一十五丁目）	雲河原一地区（令和三年三月十五日）	